

令和5年5月2日

保護者 様

佐久市立望月小学校長 友野 修一

新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行に伴う対応について

＜臨時休業（休校）、出席停止等の基準等について＞（R5.5.2 改定）

日頃より、本校の教育活動にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

さて、令和5年5月8日より新型コロナウイルス感染症について2類感染症から5類感染症への移行に伴い、これまでの基準が下記のように変更になりますので通知いたします。

なお、学校においては5類感染症への移行後も、家庭との連携による児童生徒の健康状態の把握、適切な換気の確保、手洗い等の手指衛生や咳エチケットの指導（ハンカチ・ティッシュ等や状況に応じてマスクの準備もお願いします。）といった対策を講じて教育活動を進めてまいります。ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

記

1 出席停止に関する事項について

（1）出席停止の期間について（感染した場合）

①症状がある場合

発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで出席停止となります。

（発症日を0日目として翌日より1日目となります。）

②無症状の場合

検体を採取した日から5日を経過するまで出席停止となります。（採取日の翌日を1日目とします。）

（2）出席停止の期間を経て登校するに当たって

①保護者が作成した「出席停止期間終了報告書」の提出をお願いします。なお、医療機関が発行する陰性証明書等は必要ありません。

②「出席停止期間終了報告書」については、学校から家庭に報告書の書類をお渡しします。必要事項をご家庭で記入をうえ、期間終了後学校へ提出ください。

なお、市教育委員会ホームページよりダウンロードも可能です。（5月8日より可能）

③発症または検体採取日から10日を経過するまでマスクの着用を推奨します。ただし、マスク着用を強いることはしません。マスク着用の有無による差別や偏見等がないよう学校でも指導をします。

（3）次の①～③のように感染への不安等がある場合、出席停止扱いとなります。

①同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいる等による保護者から欠席相談があり、合理的な理由があると校長が認めた場合

②医療的ケアを必要とする児童生徒（主治医等の確認）

③基礎疾患があることにより重症化リスクが高い児童生徒（主治医の確認）

（4）今回の改定で出席停止扱いとならない事項

①児童生徒の体調にいつもと違う異変がある場合

出席停止としません（出席可能となるまで病気として欠席扱いとなります。）ただし、その後新型コロナウイルス感染症と判明した場合は、さかのぼって出席停止となります。

※児童生徒の医療機関への受診を推奨します

②同居の家族に有症状がある場合

家族の新型コロナウイルス感染症発症から7日を経過するまでは、特に注意をして児童生徒の健康観察を行い、マスク着用を推奨します。ただし、マスク着用を強いることはしません。マスク着用の有無による差別や偏見等がないよう学校でも指導をします。

③濃厚接触（相当）者の特定はしないため、出席停止の対象とはなりません。

- (5) 令和5年5月8日前に新型コロナウイルス感染症への感染が確認された児童生徒等についても、同日以降は改正後の出席停止の期間の基準が適用されます。

2 学級・学年、学校閉鎖について

(1) 学級閉鎖について

①欠席者の割合が概ね20%となった場合、学級閉鎖を実施します。

・少人数の学級については、概ね20%の感染が確認されても、その間で感性経路に関連のない場合や学級内の他の児童生徒に感染が広がっている恐れがない場合は、必ずしも学級閉鎖を行いません。

②学級閉鎖の期間は、5日程度を目安に実施します。

(2) 学年・学校閉鎖について

①複数の学級・学年を閉鎖する等、学年・学校内で感染が広がっている可能性が高い場合、実施します。

②閉鎖期間は、5日程度を目安に実施します。

3 健康観察について

(1) オクレンジャーによる健康観察は現在の様式のまま継続いたします。

(2) ご家庭においては、体調（発熱、咽頭痛、咳等）に異常がないか確認（必要に応じ検温を実施）をお願いします。体調に普段と異なる症状（発熱、咽頭痛、咳等）がある時は無理して登校しないようお願いします。

(3) 学校においては、短学活や毎授業開始時に体調不良者がいないか確認します。

4 部活動について

(1) 臨時休業中の部活動は行いません。

(2) 臨時休業中の大会への参加について

陽性者以外の生徒は、検温等により健康観察を行い体調不良が無いことを確認の上、学校医の助言を踏まえて学校長の判断により公式大会に参加できます。

5 各圏域の感染警戒レベルに応じた感染防止対策は、令和5年5月8日から感染警戒レベルが廃止されたことから、令和5年5月7日付けで終了します。